# Ｑ＆Ａ

Ｑ　令和７年度の採択団体数はどの程度を想定していますか？

Ａ　令和６年度同様、本補助金の予算額は５０万円です。

　また、採択団体数は１団体となります。よって、上位１団体が補助金予算額の上限の５０万円に満たない申請（例：３０万円）だったとしても、次点の団体に残額（例：２０万円）は割り当てられないため、十分にご注意ください。

Ｑ　同一事業に対する補助は３年までということですが、単年（今年だけ実施する）イベントは補助対象になりますか？

Ａ　単年イベント等も補助対象となりますが、事業効果の持続性について、審査会でプレゼンテーションしていただき、審査員から詳しく質問聞かせていただく場合があります。

Ｑ　毎年恒例のイベントについても３年で補助が打ち切りとなりますか？

Ａ　申請自体は可能ですが、本補助金制度は、補助金をきっかけに自主運営していただくことも大切であると考えています。このことを踏まえ同一内容であれば採択は難しいと考えられます。

Ｑ　効果検証が必要ということで、３年間の事業の場合、２年目計画は１年目の事業の効果を分析し、ブラッシュアップが必要ということですか？

Ａ　補助事業については、毎年、その事業効果が向上または持続する内容について採択することになりますので、ご質問のとおり前年度の事業効果等を分析・検証いただき、ブラッシュアップした内容で申請をお願いします。ただし、補助対象事業に該当しない内容の場合、審査の結果不採択になる可能性が高いため、趣旨（収益性が高く、経済の活性化に繋がる事業を補助）に該当する事業内容の検討をお願います。

Ｑ　３年間の事業を計画し、初年度に採択された場合、次年度の採択はどうなりますか？

Ａ　２年目以降も改めて申請をしていただく必要があります。したがって、２年目の審査の結果、他団体の事業が上位となり、予算の関係等で採択されないケースもあり得ます。（初年度の採択が３年間の補助を約束するものではありません。）

Ｑ　審査方法に変更はありますか？

Ａ　ありません。前年度同様審査会に出席いただき、口頭で審査員に説明いただきます。

Ｑ　補助金を受けた場合、どのような報告が必要ですか？

Ａ　事業終了後は速やかに実績報告書（様式第４号）と関係書類を提出してください。

Ｑ　事業終了後、提出が必要な関係書類は何がありますか。

Ａ　以下の書類をご準備ください。

・実績額調書（事業にかかった費用をまとめたもの）

・事業実施報告書（事業内容を報告するもの）

・対象経費の支出内訳書（経費の詳細な内訳を示すもの）

Ｑ＆Ａ

・その他参考となる書類（領収書、請求書、販促物、ポスター等）

※実績額調書・事業実施報告書・対象経費の支出内訳書は市の様式をご利用ください。